平成２３年（フ）第２２３号
和歌山市西高松１丁目７番15号108
破産者　西谷　政嗣
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２２４号
和歌山県橋本市高野口町小田531番地の１
破産者　大川　博子
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２２５号
和歌山県有田市港町280番地　楚都浜団地
破産者　田中建装こと　田中　耕作
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２４２号
和歌山市太田710番地の４
破産者　宮本　　栞
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１５号
鳥取県鳥取市国府町庁210番地
破産者　前田百合子
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６号
熊本県荒尾市西原町３丁目３番17号
破産者　小形　良夫
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第８７号
熊本県八代市奈良木町2410番地
破産者　稲葉　　優
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１０８号
山口県周南市古市２丁目５番20号
破産者　南陽汽船株式会社
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３０号
宮崎市佐土原町下田島20113番地16　オーシヤンハイツ88―206号、開始決定時の住所宮崎市大字島之内6711番地５
破産者　杉田　龍三
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２２６号
和歌山県有田市港町280番地　楚都浜団地
破産者　田中　陽子
1　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午前10時25分
平成23年８月８日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８２号
札幌市白石区栄通21丁目17番12号　蜂谷コーポ102号
破産者　中出　正明
1　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
2　一般調査期日　平成23年10月３日午前10時30分
平成23年８月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０６号
北海道江別市若草町９番地の７
破産者　前田　秀樹
1　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
2　一般調査期日　平成23年11月10日午前10時30分
平成23年８月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７１８号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目10番17―104号
破産者　堀尾　謙一
1　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
2　一般調査期日　平成23年10月20日午後３時30分
平成23年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９９号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目９番43号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市梅が園町３番30号
破産者　青山酒店こと　青山　康正
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年10月31日午前11時
平成23年８月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８２号
堺市堺区綾之町西２丁１番６号
破産者　前田　真也
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年11月７日午前10時
平成23年８月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第３２６３号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社ホテル１―２―３
1　期日　平成23年９月28日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第５２５０号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目７―３―301
破産者　松浦　保男
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時
平成23年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１１２号
山口県玖珂郡和木町和木３丁目11番６号
破産者　石山　　陽
異議申述期間　平成23年９月20日まで
平成23年８月９日　山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第４０号
愛媛県八幡浜市日土町２番耕地10番地第２
破産者　朝日建設株式会社
異議申述期間　平成23年９月30日まで
平成23年８月９日　松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３５６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北19439番地１、前住所宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘３丁目31番地
破産者　中村一二三
異議申述期間　平成23年10月11日まで
平成23年８月９日　　宮崎地方裁判所破産係